

<論 説>寄 稿

「現実主義」に関する一考察—2020年代の「現実」のなかで

矢 野 修 一

An Inquiry on "Realism" : In the Context of "Realities" in 2020s

YANO Shuichi

Summary

The US-China geopolitical tensions have been getting serious, and the war in Ukraine has been terribly prolonged. A crude kind of realism is becoming more and more widespread, and the shock doctrine is spreading in our daily life.

In face of these situations, people might be inclined to think " It can't be helped because it's just real ". But we should not give up, but try to find some valuable hints in classical concepts of political scientists, such as Masao Maruyama, Richard Falk, and E. H. Carr, to leave "horizons of desperation".

Sometimes, people are forced to understand global issues from the perspective of short - sighted national interests. In social sciences, we should not give absolute priority to the methodological nationalism. We had better not consider the national interest the only thing that counts. It is necessary to cooperate globally to decrease global risks dramatically.

はじめに

“すべてがそうになってきたのだから 仕方がない”

というひとつの言葉が

遠い嶺のあたりでころげ出すと

もう他の雪をさそって

しかたがない、しかたがない

しかたがない

と、落ちてくる¹

各国でCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックからの脱出が模索されていた、まさにその時、ロシアによるウクライナでの「特別軍事作戦」が始まった。2022年2月24日以来、世界は大きく揺れ動いている。

私たちは、時計の針が100年ほど巻き戻されたかのような現実をどうとらえ、どう向き合えばよいだろうか。これまでの歴史的経緯から利害は錯綜し、状況の把握は容易ではない。だが、時の権力に盲従するだけでは大きく道を誤ることになりかねない。

アンヌ・モレリが端的にまとめているとおり、戦争当事国は、様々な手を尽くして自国の大義を正当化し、敵国の非道を叫ぶ（モレリ 2015）²。いったん戦争が始まれば、両サイドで、自国の正義を国内外に訴えるプロパガンダが展開される。戦闘の続くウクライナをめぐるても、虚実入り乱れ、本当のところ、どういった勢力が何を画策しているのか、今何が起きているかは判然としないことも多い。

そうしたなか、危機を煽り、惨事に便乗して、平時には実現困難な政策を一気に推し進める「ショック・ドクトリン」（クライン 2011）が各国で蔓延っている。日本も例外ではない。

ウクライナ戦争を台湾海峡の有事に結びつけるニュースが、軍事・安全保障の専門家による解説付きで、「大本営発表」のごとく繰り返されている。日本の有事たる台湾有事に備えるには防衛費拡大が喫緊かつ必須の対策であり、それが既定路線であるかのように喧伝されている。

ハードパワーを信奉する勇ましい人々は「国を取り巻く安全保障環境の変化に対応するには軍備拡大しかない」「民主主義と権威主義の戦いだ」と主張する。国家を唯一絶対の主語とする言説が勢いを増し、仮想敵をこしらえながら、既成事実が日々積み上げられている。この手の「現実主義」がまかり通り、人々の間で「現実だから、仕方がない」との諦念、それに伴う不作為が積み上がれば、いつの日か、雪崩のように崩れ落ち、惨事が現実のものとなりかねない。

本稿ではまず、「新時代リアリズム外交」を掲げる岸田文雄首相が、第2次安倍政権からの軍備拡大・対米追従路線を強化・継承している現状とともに、欧米・日本の掲げる「民主主義対権威主義」の構図について概観する。

米中対立の深刻化、ウクライナ戦争の長期化などが織りなす2020年代の状況を具体的に確認したのち、丸山眞男、リチャード・フォーク、E. H. カーらの議論に、粗雑な形で蔓延しがちな現実主義への批判的視点を探る。現状に対する即時即効の回答にはならないかもしれないが、彼らの提示した論点を振り返ることによって、ショック・ドクトリンへの耐性を涵養し、「もうひとつの現実」を切り開く端緒としたい。狭義の国益を越え、多国間の協力でグローバルな課題の解決に向けて動き出すにも、まずは必要なステップだと思われる。

1. 2020年代における現実主義の陥穽

(1) 軍備拡大・対米追従という現実主義

一般に「同盟のジレンマ」と言われるが、ウクライナ戦争は、アメリカの同盟各国内において「巻き込まれる恐怖」より「見捨てられる恐怖」を煽り、軍備拡大を後押しする効果をもたらしている³。「統合抑止」をキーワードに、単独ではなく同盟国を巻き込み、宇宙・サイバー・電磁波を含め、様々な領域で仮想敵に対峙しようと目論むアメリカにとって、好都合な状況が醸し出されている（日経220602; 220905）。

岸田首相は防衛予算の対GDP比2%の5年以内実施を発表した。この大きな政策転換は、2022年5月、バイデン大統領との会談で「相当な増額を確保する」旨を伝え、事実上、決定した。第2次安倍政権以来、防衛費は年々拡大してきたが、2023年度予算では、積算根拠が不明確なまま、過去最大の5兆5947億円が概算要求された。

2022年末には、「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」の改定が予定されている。改定に向けて、防衛省の概算要求には、「スタンドオフ防衛能力」「総合ミサイル防空能力」「無人アセット防衛能力」「領域横断作戦能力」「指揮統制・情報関連機能」「機動展開能力」「持続性・強靱性」の7項目を柱とした、予算額を明示しない「事項要求」が数多く盛り込まれている。こうしたことから、23年度防衛予算は6兆円を超えると予想される⁴。

要するに、「力による現状変更」を企てる中国などを念頭に、来るべきハイブリッド戦争に備え、宇宙・サイバー空間での防衛能力の強化、敵基地攻撃能力の保持、継戦能力の向上を実現するため、防衛予算を大幅に増大しようというのである。そこに統合抑止というアメリカの意向が反映されていることは各種報道から明らかだろう。

こういった状況に対し、政府処方のショック・ドクトリンが奏功しているのか、各種世論調査によれば、防衛予算の拡大はもとより、敵基地攻撃能力の保有まで是認する国民が相当数に上っている⁵。しかしながら軍備拡大には、日本国憲法との整合性はもちろんのこと、財源を含めた実現可能性が現実的問題として立ちほだかる⁶。防衛予算の対GDP比2%（約11兆円）を達成するには、国債の発行、増税、もしくは他の予算の取り崩ししかないが、いずれも容易ではない⁷。

財務省財政制度等審議会が冷静に分析しているように、持続可能な財源なしに防衛予算を賄うことは、それ自体、継戦能力の土台たる経済を不安定化し、脆弱性をもたらしかねない（財務省2022a）。先進国最大の累積財政赤字を抱える日本で、これ以上の国債発行は持続可能だろうか。増税や他の財源の取り崩しは、国民の納得と合意を得られるだろうか。

たとえ、そうまでして軍備を拡大しても、安全が保障されるとは限らない。憲法の禁を破り、敵基地攻撃能力の保有まで踏み込めば、仮想敵国の反発を招き、いわゆる「安全保障のジレンマ」に陥る。軍拡競争は、GDP比2%で収まらないほど泥沼化するだろう。こうした現実直面して

なお、軍備拡大、敵基地攻撃能力に賛同するなら、19世紀イギリスの歴史家トマス・カーライルの語った「この国民にして、この政府あり」が現代の日本でも実証されたことになる⁸。

仮に予算が確保できたとして、必要な物資を思惑通り調達できるかどうか、定かではない。「経済安全保障推進法」という国内法で、どれだけ「特定重要物資」「特定重要技術」の調達・保全を定めようと⁹、アメリカ主導の「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」で、どれだけフレンドショアリングを企図しようと¹⁰、「現実」がその実現を阻む¹¹。

経済合理性を越えて安全保障を実現するのは困難であるという現実を踏まえつつ、軍の論理の暴走（＝雪崩）を食い止めるには、財政支出に対する国民の監視が不可欠である。

（2）「民主主義対権威主義」の構図

米中対立やウクライナ情勢をめぐって、欧米や日本では、当たり前のように「民主主義対権威主義」という構図が持ち出される。アメリカをはじめ先進各国は、利害対立を価値の対立に置き換え、道義的優位性と正当性を国内外に向けて主張し、中口に代表される権威主義に対峙すべきことを訴えている。新興国にも自陣営への協力を求めているが、「民主主義対権威主義」の構図は、妥当性を欠き、対立の克服どころか、深刻化すらもたらしかねない。

現在、国の数でも、居住人口についても、世界全体では、非民主主義国が民主主義国を凌駕し、民主主義の退潮が懸念されている¹²。民主主義の影響力が低下するなか、欧米側は新興国をつなぎとめようとするが、貿易や安全保障面で中口と密接な関係にある国も多く、容易ではない。ウクライナ侵攻をめぐる国連での対口制裁決議でも、新興国の賛同は得られにくい状況にある¹³。これには、アメリカをはじめ、民主主義を錦の御旗に掲げる先進各国のダブルスタンダード、既得権益保持に対する不信感も関係している。

現在、基本的人権や民主主義の尊重、平和を訴える先進国は「持てる国」であり、「強者」である。その多くは、世界各地で帝国主義政策を展開し、長きにわたり植民地支配を続けてきた歴史がある。不平等で不公正な現在の国際秩序、経済体制にもその残滓が見受けられるなか、新興国には、民主主義や人権よりも、反帝国主義・反植民地主義・民族自決に、より高次の価値を置く国も少なくない。価値観外交は端からハードルが高い¹⁴。

とりわけアメリカ外交の恣意性、ダブルスタンダードは、歴史上、枚挙にいとまがない。中国やロシアによる権威主義国支援が批判されるが、冷戦期のアメリカは、非人道的な反共独裁政権を臆面もなく支えた。2021年12月、バイデン大統領は「腐敗との闘い」「権威主義からの防衛」「人権尊重の促進」をテーマに、オンラインで「民主主義サミット」なるものを開催したが、招待国の選択が恣意的で、実質的成果もなく、中口との対立を煽るだけに終わったのではないかとの疑問が投げかけられている¹⁵。

またアメリカをはじめ、先進国における政治経済の現況を見渡せば、中国による批判を待つまでもなく、民主主義のお粗末さが露呈する。一部の国民を排除し、特権階級が有利になるような

選挙制度が蔓延り、経済格差も拡大している¹⁶。市民を公的な意志決定から排除し、私的生活に押し込める中国の監視国家化を権威主義と批判するのは容易だが¹⁷、民主主義を標榜する日本においても、政治的安定をもたらすとして、政治的無関心を是認・称揚する権威主義的政治家が後を絶たない¹⁸。

要するに、植民地支配の歴史を脇に置き、いかに崇高な理念であれ、自らも十分に実現できていない民主主義を掲げる欧米・日本に道義的優位性はなく、新興国は民主主義を額面どおりには受け入れられないのである¹⁹。

粗雑な現実主義者は「民主主義対権威主義」を、中口に対峙し、アメリカ側について軍備を拡大するための便利なスローガンとしがちだが、このままでは「安全保障のジレンマ」が深刻化し、潤うのは軍需産業ばかりという現実と直面しかねない²⁰。

本節で概観したジレンマだらけの状況を前に、社会科学に求められるのは、ショック・ドクトリンに対するオルタナティブの提示、少なくとも、その方向性の模索である。国家を主語とする言説が人々を幻惑するなか、グローバル・リスクに対する多国間の協力に向け、「方法論的ナショナリズム」の相対視（後述）が必要になるだろう。国家に収斂しない人々の関係性、グローバル・ガバナンスへの非国家主体の関与について、実現の可能性を端から否定しては、グローバル・リスクの増大を抑えられない。

2. ショック・ドクトリンへの耐性強化に向けて—社会科学のスタンス

(1) 現実主義のレトリック—1950年代からの照射

前節では、2020年代の現実を概観し、権力の企図する軍備拡大と対米追従のリスク、「民主主義対権威主義」という構図の危うさを示唆した。粗雑で近視眼的な現実主義への耐性を高め、現実の複数性、したがって未来に向けた選択の複数性を認識するためには、現実主義者のレトリックに習熟し、それに向き合わねばならない。

そこでまずは、日本において戦後民主主義を支えた政治学者のひとりである丸山眞男による「現実」主義批判を確認しておきたい。丸山は70年前、「逆コース」を進み始めた日本において、再軍備を訴える現実主義者のレトリックを以下のように批判した²¹。

第1に、現実主義者は、もっぱら現実の「所与性」を重視し、現実と既成事実を混同している。現実をすでにできあがったものにとらえ、「現実だから、仕方がない」と反論を諦めさせようとする。だが、現実とは日々つくられるものである。既成事実主義が人々の「自由なイマジネーションと行動を圧殺」する。

第2に、現実主義者は、現実がきわめて錯雑とし矛盾した様々な動向によって立体的に構成されているにもかかわらず、現実の一側面のみ強調している。多様な現実の一側面を自らの価値判断にしたがって「選択」しているにすぎない。丸山は「多面的な現実のなかから一つの面だけを

唯一の『現実』であるかのように報道」し続けていけば、現実の一側面のみ慣らされるとして、マスコミの姿勢を批判した。

第3に、現実主義者は、時の支配権力の選択する方向を「現実的」とし、反対派の選択に「観念的」「非現実的」のレッテルを貼る。

こうして丸山は、世に蔓延る現実主義など、実のところ、「既成事実主義」「ご都合主義」「権力迎合主義」にすぎないと断じたのであり、こうした「特殊な」現実観によって提示される現実がすべてと勘違いすれば、将来、現実によって手ひどく復讐されると指摘した（丸山 1964: 172-177）。

丸山は、軍備拡大とは「モスクワとの間の問題より、むしろワシントンとの問題」であり、アメリカは自国の生活水準は上昇させながら、日本の生活水準を切り下げろと要求しているに等しいと喝破した。モスクワに北京を加えれば、この指摘は、上記の財源問題を含め、そのまま現在の議論にもあてはまるだろう。また「我が国もバスに乗り遅れるなという空気」を危惧していたが、この状況も、NATOのアジアへの関与を懸念するどころか、むしろ歓迎し、NATO加盟国の軍備拡大に便乗しようとする現在の日本に重なる²²。

丸山は戦前の状況を念頭に、「以前の争点を忘れてたり捨て去ったりすることなく、むしろそれを新しい局面のなかで不断に具体化すること」の重要性を説いた。そして、憲法改正問題も射程に入れながら、重大な局面に際し、国民が公平な判断をするための最低条件を3つ掲げた。すなわち、通信・報道のソースが偏らないこと、異なった意見が一部知識人だけではなく国民の前に公平に提示されること、これらの条件を阻む（おそれのある）法令の存在しないこと、以上である（丸山 1964: 179, 181-182）。

丸山眞男は、戦後民主主義の成れの果て、格差社会・日本の底辺に閉じ込められた「フリーター」によって、「ひっぱたきたい」標的とされたこともあるが、1950年代における彼の現実主義批判、国民へのメッセージは、70年の時を経て、現在の日本でも傾聴されるべきものである²³。

（2）「不可能性の政治」に基づく「新しい現実主義」の模索

「現実だから、仕方がない」との諦念を広め、人々の「イマジネーションと行動」を抑え込もうとする粗雑な現実主義に対しては、もちろん、丸山眞男のほかにも日本国内外、数多くの理論家がオルタナティブを提示してきた。

以下では、1960年代から現在に至るまで、「世界秩序モデル・プロジェクト（WOMP: World Order Models Project）」などへの参画をはじめ、ハードパワーよりソフトパワーを重視し、国家中心主義を理論面でも実践面でも乗り越えようとしてきたリチャード・フォークの議論に着目したい²⁴。

国家主権を国際法により制約し、国際社会に共通の規範・制度を築きながら、対話・説得・交渉によって、紛争の解決、グローバル危機の克服を実現しようというのが彼の議論の眼目である。

フォークにとって、ハードパワーからソフトパワーへの「パワー・シフト」は、その兆候とせめぎ合いという「現状認識」であると同時に、これから達成すべき「規範的目標」にもなっており、パワー・シフトの前に立ちはだかる現実主義を打破すべく、「4つの地平」論を展開した²⁵。

第1に挙げたのは、「実現可能性の地平 (horizons of feasibility)」である。これこそ、「国家を単位とする現時点での実現可能性」という認識がすべての典型的な現実主義である。未来を、行動と対応が可能な領域として認識できない。リスクについても過去の延長でしか考えられない。であるがゆえに、起こりうるリスクを認識できず、適切に対処できない。

フォークは、現実主義者を宿命論的で「既存の箱の中でのみ考える」「現在の囚人」と表現し、「可能性の技術」と「道徳的な創造力」を抑圧する「狂気に満ちた現実主義」と批判した（フォーク 2020: 99-102, 123, 127）。

第2は、必要性の地平 (horizons of necessity)」であり、フォークは、現在の支配機構のもと実現可能かどうかより、必要かどうかを出発点に据えてきた。具体的必要性としては、人類全体にとっての生存と「持続可能性」の機能的な追求、「人間の安全保障」に根差した世界秩序の倫理的希求、経済活動の物理的利益のより「公平な分配」などが彼の念頭にある（フォーク 2020: 105-106, 140-141）。地政学的条件、経済的条件、国内の政治状況などに左右される実現可能性を政策アジェンダ形成の最上位に置くのではなく、「必要性」から考え始めるべきことを主張した。

第3は、「絶望の地平 (horizons of desperation)」であり、「実現可能性」と「必要性」とが乖離するほど広がっていく。現実主義者として実現可能性の地平に立ち続ければ、行き着く先は、「終末論的な未来を信奉する過激な宗教的かつカルト的な思考」か、「実現可能性と必要性の齟齬を無視する逃避的かつ否認的な立場」（気候変動や感染症パンデミックを含め、不都合な真実の否定や無視など）か、いずれにせよ、人間の主体的行動を否定する「絶望の地平」である（フォーク 2020: 106-107, 133, 141）。「現実だから、仕方がない」というスタンスの終着点である。

それに対し、第4に挙げられているのは、「願望の地平 (horizons of desire)」である。絶望することなく、実現可能性と必要性のギャップを埋めるため、よりよき未来の構想に向けたエネルギーを結集しようという立場を示す。長年にわたるフォークの営みは、この地平の拡大に捧げられてきたと言ってよい（フォーク 2020: 107-108, 142）。

フォークの認識によれば、現在の世界では、安全保障をもっぱら国家中心に考え、ハードパワーのみに頼ってはいは対処できない課題やリスクが、現実に発生している。その一方、地球環境を含めた人間の安全保障に着目し、ソフトパワーによる課題の解決、危機回避を目指す動きは、以前にも増して現実に広がりつつある²⁶。

「国益中心／ハードパワー中心の古い地政学／古い現実主義」から「人類益中心／ソフトパワー中心の新しい地政学／新しい現実主義」にシフトしないことには危機が深まるばかりであり、国境を越える様々な主体によって現に引き起こされつつある「パワー・シフト」をこそ目指すべきというのがフォークの立場である。萌芽的な変革をさらに前進させる主体として、国益を超えた

人類益を目指す「市民巡礼者 (citizen pilgrims)」に期待をかけている²⁷。

現実主義者から実現不可能とされる理想主義とは、フォークにとって「必要とされるユートピア主義」であり、「新しい現実主義」「グローバルな現実主義」である。「空想的で実現できないことを主張している」との批判を意識しながら、フォークは現実主義者が不可能と断じていることこそが必要であり、人々が願望しているものだとし、自らのスタンスを「不可能性の政治」と称した。これによって、グローバルな秩序を作り変え、長期的視点で正統性を実現する可能性に活力を与えようとしてきたのである（フォーク 2020: xxiii, 106, 123-124, 136-137）。

3. 理想主義と方法論的ナショナリズム

(1) 「ユートピアとリアリティ」の相補性

丸山眞男やリチャード・フォークのような現実主義批判に対して、現実的な根拠が薄弱であるとし、オルタナティブの妥当性や実現可能性に疑問を投げかける論者はあとを絶たない。

たとえばヘドリー・ブルは、フォークの現状認識、行動戦略の究極に「中央集権的世界秩序」「世界政府」の形成を見だし、「急進的救世主義モデル」として批判した。ブルにとって、世界政府は非現実的であるだけでなく、望ましくもない。巨大権力は、既存の分配構造の固定化につながるし、国家の上位に権力が存在しない主権国家システムだからこそ、国際社会は、共通利益・共通価値の拡大を通じ、秩序形成に向かえる（ブル 2000: 350-355, 362-365）²⁸。

だが、こうした文脈で丸山＝フォーク的な議論を放擲しては、現実主義の陥穽を繰り返すことになるだろう。この点については、あとで立ち戻るが、本節では、大戦前期の理想主義を、まさに厳しく批判した現実主義者として知られるE. H. カーの議論を振り返っておきたい。それは「現実だから、仕方がない」との諦念を拡大するだけの粗雑な現実主義ではけっしてなかった。

カーの著作は多岐にわたるが、本稿の問題意識との関連で、特に興味が惹かれるのは、次の一節である。

「ユートピアンは、未来を見据えながら創造的かつ内発的な意志力によってものを考える。一方リアリストは、過去に根をおろしつつ因果関係によってものを考える。あらゆる健全な人間行動、したがってあらゆる健全な思考は、ユートピアとリアリティとの間に、そして自由意志と決定論との間にそれぞれバランスをとらなければならない。完全無欠のリアリストは物事の因果関係を無条件に受け入れるので、現実を変えていく可能性を否定してしまう。完全無欠のユートピアンは因果関係を拒むので、彼が変えようとしている現実、あるいは現実が変えられていくプロセスを理解することができない」（カー 2011: 41-42）。

1919年から39年の国際関係について分析した『危機の二十年』での議論を根拠として、従来

は端的に、理想主義者を批判した現実主義者とされることが多かった。だが私見によれば、この一節にみられる「ユートピアとリアリティ」「自由意志と決定論」の、困難ではあるがあらゆるべき「バランス」の追求にこそ、カーの方法論的魅力がある（矢野 2004: 5-6, 57）²⁹。

E. H. カーは、冷戦終結から近年に到るまで、様々な論者によって再評価されている³⁰。カーは、「現実だから、仕方がない」とするような「受身の沈思静観」「反理想主義的現実主義」「現状変革に対するシニシズム」の立場だったわけではなく、二項対立の一方といった形には還元できない立体性を持った議論を展開した（カー 2011: 188; 遠藤 2009: 23; 三牧 2008: 307）。

『危機の二十年』においては、大戦間期における理想主義が、なぜ、どのように批判されたのか。近年、その内容がカーの意図とともに再考されるなかで、現代に示唆を与える重要な論点が掘り起こされている³¹。

まず確認しておきたいのは、カーが国際連盟に体现される平和構想を批判したのは、あまりにも理想主義的・革新的で実現不可能だからではなく、守旧的で、大国の既得権益を反映する「強者のユートピア」だからという点である。

特殊利益を共通利益と装う大国による平和がいかに偽善的で不平等なものか。カーはその本質を暴き、実現可能性に疑問を投げかけた³²。彼のユートピア批判は、当時の理想主義者が普遍的有効性を喧伝する諸概念のイデオロギー性を暴露し、より多くのアクターの利害・価値観を反映した「高次の普遍主義」への契機を作り出すものとして理解されるべきである（三牧 2008: 307; 2022: 141-142）³³。これは、現代における「民主主義対権威主義」の構図を検証するにも不可欠の視点である。

現実主義者たるカーは、利益の一致を前提せず、道義の複数性という現実を議論の出発点とした。理想主義者の依拠する利益調和説など、一国内の資本・労働関係においても、国際関係においても、公平な利益配分を求め、現体制への不満を訴える主体を反逆者として排除・弾圧するためのイデオロギーにすぎない（カー 2011: 167-169; 三牧 2022: 143）³⁴。「非特権階級を平和の妨害者と決めつけて彼らに道義的不信感を投げつけるのは、特権階級馴染みの戦法である」（カー 2011: 171）。

複数の道義が対立する状況下、現体制に関する平和的変更の手段を整えないまま戦争を違法化しても、不満を抱く勢力は「力による現状変更」を企図する。それを確実に抑え込むだけの力がないのであれば、必要となるのは、平和的改革であり、改革に向けた現状維持勢力側の妥協や犠牲である（遠藤 2003: 54）³⁵。

カーによれば、「不満足国家が平和的交渉（実力行使をするぞという威嚇がまず間違いなく先行するのだが）によってその不満を救済する可能性」に気づけるような「システムこそが、平和的変革のあらゆる国際的手続き——それがいかに不完全であっても——の確立にいくばくかの展望を与える、唯一の進むべき道」である（カー 2011: 404-405）。

ここに、理想主義者としてのカーの一面を見いだすことも可能だろう。現実主義者としてのカー

は、「道義の複数性」「力による誘導の困難」を前提した場合、当然必要となるはずの妥協を制度化することなく、強者の論理を反映するだけの理想主義を批判した。その一方、パワーポリティクスの現実を認めながらも、平和的解決の実現可能性を否定しなかった（三牧 2022: 148; 中村 2022: 159-161, 171）³⁶。

2020年代の状況は混沌としているが、それでも諦念に陥ることなく今後を展望するには、以上のような論点の確認が非常に重要となる。

（2）参照基準としての理想主義—方法論的ナショナリズムの相対化に向けて

上述のように、ブルはフォークの議論の延長線上に世界政府を見だし、これを批判したわけだが、世界政府への批判は、E. H. カーにもある。世界政府が必要条件なら、平和は永久に訪れない。ただし、中央政府も国際的立法機関もないから無理だと結論づけるのは早計で、国家間システムのなかで平和的改革の手段を制度化することは可能というのがカーの立場であり（カー 2011: 401）、ブルの議論にも重なる点がある。

カーによれば「現行の政治的単位の境界を越えるイデオロギーが、持続的な魅力を持っていることは無視できない」のは確かである。しかしながら、政治的・経済的単位に関する「最適規模」の問題はあるにしても、領土的単位は残る。そして、国家共同体内部の利害衝突を和解させるナショナリズムに相当するものが（領土を単位とする）国家間にない以上、誰かの犠牲なしの利益調和など期待できず、紛争がこの世から消えることはない（カー 2011: 431-437）³⁷。

越境的主体やネットワークに期待をかけるフォーク的なグローバル市民社会構想の意義は、こうした議論を前に雲散霧消するだろうか。

カーは、ラインホルド・ニーバーらに言及しつつ、こうも指摘した。現実主義は、理想主義の批判には使えても、理想主義が有する、人々を行動に導く力、なにがしかの価値を追求し、実現しようとする力（であるがゆえに、その一部を実現する力）を持たない。人間の考え方や行動は機械的でもなければ、無意味でもない（カー 2011: 185-190）。

フォークは、そもそも世界政府を志向しているわけではなく、ブルも確認しているように、主権国家の存在を前提に、国連の現状を批判しつつ、その改革を主張した³⁸。現在の世界では、部分最適（＝国益）ばかり積み上げられ、全体最適（＝人類益）の実現に至らない「合成の誤謬」というべき事態のもたらすリスクが広がっている（ブル 2000: 362-363; フォーク 2020: 136）³⁹。

確かに、グローバルな課題は、適切なグローバル・ガバナンスを自動的もしくは機能主義の想定のように生み出さない。グローバル・ガバナンスの改革をどの程度のタイムスパンで構想するのかという問題もある。世界秩序の転換は、フォーク自身が「人類種は生き残りたいと思っているのか？」と挑発的な疑問を投げかけなければならないほど、遅々として進まない（フォーク 2020: 252-261）。改革は必要だし、実現可能と確信しつつも、何十年、何世代、もしくは何世紀にもわたるプロセスかもしれないと吐露したこともある（Falk 1975: 994, 998）。

現状では、グローバル・ガバナンスは、実効性においても、正統性においてもナショナル・ガバナンスに及ばないのかもしれない。しかしながら、現実的なグローバル・リスクを前にして、主権国家が自らを「ゲーティッド・コミュニティ」に仕立て上げるのが不可能なのも事実である(フォーク 2020: 138-139)。こうした状況下、理想主義ないし「新しい現実主義」(たとえばグローバル市民社会構想など)は、危機の回避に向けて何が必要か、検証するための「参照基準」になるのではないか。グローバル・ガバナンス改革は、一回の出来事ではない。現状に課題を見だし、その解決に向けて人々を動員するにあたり、参照基準として、越境的視点や非国家主体がたえず求められるのではないだろうか。

社会科学における「方法論的ナショナリズム」は、現状認識においても、政策処方箋においても限界が指摘されているが⁴⁰、それに基づく言説は人々の認識や行動をも制約する。市民巡礼者どころか、市民は、日常的に愛国主義の理念と国家安全保障の重要性を吹き込まれ、国家への反逆を犯罪視するような行動基準に縛られている。それゆえ、本来はグローバルな政策課題を国益の観点からとらえるよう馴化されている(フォーク 2020: 134-137)。

非国家主体の越境的かつ建設的関与を含めたグローバル・ガバナンスへの志向は、方法論的ナショナリズムを相対視する機会を提供し続ける⁴¹。それゆえ、グローバルな課題を前にしながら、視野狭窄と不作為をもたらしがちな現実主義、ショック・ドクトリンを乗り越え、「もうひとつの現実」を模索するための参照基準であり続けるのではないだろうか。

小 括

イアン・ゴールドディンは、COVID-19のパンデミックの渦中、『未来救済宣言』(原題*Rescue*)を緊急出版した(ゴールドディン 2022)。今般のパンデミックによって、気候変動や格差、人種差別など、これまでやり過ぎていた様々なリスクとともに、国際協調を欠く現代社会の構造的脆弱性が露わになった。だが同時に、それらに対抗するための手段・方策の一端も可視化された。パンデミックへの緊急対応を機に、これまでのシステムをラディカルに変更できれば、「よりよき世界」を創るチャンスを生み出せる。人類にとって歴史的な分水嶺にある今こそ、多国間協調を実現し、後戻りさせるわけにはいかないグローバリゼーションの包摂性を高めるべきというのがゴールドディンの主張である⁴²。

冒頭で確認したように、現状は、多国間協調どころか、米中対立の深化やウクライナ戦争などもあり、分断がますます進行しそうな勢いである。利益調和を盛んに説いていたはずの自由貿易論は後景に退き⁴³、世は地政学、地経学が大はやりである⁴⁴。

ただ、人類の破滅を想定しないのであれば、直接的にはロシアによる軍事行動から始まったウクライナ戦争にも、「戦後」はもたらされなければならない。ウクライナ戦争は、ウラジーミル・プーチンの「戦争犯罪」を何が何でも国際社会が裁くという姿勢では、終わらせることはできな

い。2022年2月24日以降のウクライナに限定せず、時間軸と空間軸を少し拡張して俯瞰すれば明らかなように、戦争に到るまでには様々な要因が複雑に絡みあっているし、そもそも裁こうとする側に必ずしも道義的優位性はない⁴⁵。いわゆる「国際刑事裁判のジレンマ」と「人道的介入のモラルハザード」が停戦を困難にしてきた歴史を踏まえれば、いろいろな意味での妥協、譲歩が国際社会の側にも求められることになるだろう⁴⁶。

欧米各国や日本は、「民主主義対権威主義」の旗印の下、ロシアのみならず、中国とも対峙しデカップリングを図ろうとしている。しかしながら、本稿で繰り返してきたように、粗雑な現実主義やショック・ドクトリンに籠絡され、ただただ対立を煽る愚は避けなければならない。

グローバリゼーションをどう制御し、持続可能性と包摂性をどう高められるか。グローバル・ガバナンスの行方は不透明だが、先進国にとってさえ、自国の「ゲーティッド・コミュニティ」化が不可能であることに鑑みれば、国家中心の古典的現実主義ではなく、人間の安全保障をも包含する「新しい現実主義」もしくは「理想的現実主義」に基づくアプローチが求められるだろう。

本稿では、丸山眞男、リチャード・フォーク、E. H. カーらが展開してきた議論を手がかりに現実主義を再検討し、「もうひとつの現実」への視座を見いだそうとしてきた。いまだラフスケッチにとどまるものだが、「絶望の地平」の克服をあらためて肝に銘ずるべく、本稿の最後は、被抑圧者の教育・識字運動に長年尽力したパウロ・フレイレの言葉で締めくくりたい。

ぼくは一方で、なんらかの形で具体的に発現している絶望を否認することはできないし、それをそうあらしめている歴史的・経済的・社会的根拠に目を塞ごうとも思わない。それでもなお、ぼくは、希望と夢を抜きにして、人間の存在を理解することはできないのである。希望というものを抜きにしたら、よりよく生きようとする人間の不断のたたかいは、理解できないものになってしまう。希望は人間の存在論的な必要条件なのだ。絶望、すなわち行方を失った希望は、この必要条件にゆがみが生じている、ということなのだ。絶望がプログラムとなれば、われわれは行動するバネを失って、宿命論に屈従することになる。さまざまな力を結集して世界をつくりなおすためにたたかうことは、もう不可能になってしまう（フレイレ 2001: 8）。

（やの しゅういち・高崎経済大学経済学部教授）

【2022年10月22日脱稿】

【付記】

1988年4月の着任以来、高崎経済大学に対して多大な貢献を果たし、2023年3月、定年退職される西野寿章教授に、感謝の気持ちを込めて本稿を捧げます。

西野先生の数多くの著書・研究論文等については、人文地理学会賞（2022年度）受賞作を含め、本号所収の目録にあるとおりですが、教育面で特筆すべきは、ゼミ生とともに、関東の山村を中心として毎年行われた過疎地域のフィールド調査です。西野先生指導のもとでまとめられた調査報告書『過疎山村の研究』シリーズの質の高さは、学部生のレベルを完全に超え、自治体行政にも活用されるほどでした。

地域科学研究所（旧・産業研究所）については、もしも西野先生がおられなければ、現在のような研究機関にまで発展し、成果を市民に還元する拠点になることはなかったでしょう。細かな制度設計から、教職員に対する一言二言のアドバイスまで、所長であった時も、そうでなかった時も、この35年間、研究所を支えてこられたのが西野先生だったことは、衆目の一致するところだと思います。

忘れてならないのは、1996年4月の地域政策学部設立です。今でこそ学部定員が400名を超え、50名に及ぶ専任教員を抱える学部には発展しましたが、設置認可に至るまで、まさに東奔西走された西野先生のご尽力がなければ、そもそも全国初の地域政策学部は生まれていなかったでしょう。先生の定年退職にあたり、今となっては知る人も少なくなった学部増設の経緯を、本学教職員全員が記憶に刻み込むべきだと思います。まさに「飲水思源」です。井戸を使う人は、掘った人のことを忘れてはいけません。

退職後、西野先生は、アメリカにおける地域電化と住民組織の歴史を含め、ご自身の研究テーマをさらに深められると伺っています。健康にご留意いただき、ますます活躍されることを願っています。私たち後進に向けて時にアドバイスなどいただければ幸いです。

研究室がとなりの私は、32年間、公私にわたり大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

【注】

1 石垣りん「雪崩のとき」からの抜粋。梯久美子「この父ありて一詩人 石垣りん④」『日本経済新聞』2021年6月12日より転載。以下、『日本経済新聞』からの引用・参照は「日経210612」のように略記する。

2 日本語訳からの引用・参照は、著者日本語表記、訳書の出版年・頁数で示す。以下、同様。

3 元首相・麻生太郎は、ある講演のなかで、台湾有事を日本の有事ととらえつつ、「自分の国は自分で守るという覚悟がない国民を誰も助けてくれることはない」と「見捨てられる恐怖」を強調し、日本の軍備拡大を正当化した（『朝日新聞オンライン』2022年9月1日配信）。

アジアへのヨーロッパの関心をつなぎとめるため、2022年6月、岸田首相は、歴代首相として初めてNATO首脳会議に出席した。日米共同軍事訓練もこれまで以上の頻度で行われるようになっていく。2022年の1月から7月で、前年同時期の5割増し、前々年同期からは倍増したうえ、8月のリムパックでは、集団的自衛権の行使可能な「存立危機事態」を想定した訓練も行われた（日経220605; 220813）。

4 これら「事項要求」の7本柱や、「共通基盤」とされる「防衛生産・技術基盤」「人的基盤強化」などについて、詳しくは、防衛省（2022）参照。

なお政府は、防衛装備品の移転（武器・兵器の輸出）について、いっそうの規制緩和も検討している。Quadメンバーの3か国のほか、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンといった、個別に「防衛装備品・技術移転協定」を結んだ12か国については、戦闘機やミサイルなどの大型兵器でも輸出できるようにする措置である（日経220528）。

軍需産業を成長戦略の一角に据えたアベノミクス以来、目指されてきた政策だが、「軍需の民需化」や武器輸出規制緩和の経緯、日本社会に与える意味について、詳しくは、藤田（2018）、望月（2016）などを参照。

5 防衛費の増額、敵基地攻撃能力の保有について、たとえば『毎日新聞』の世論調査（2022年5月24日配信）では、それぞれ76%と66%、『産経新聞』・FNN合同世論調査（2022年5月23日配信）では、63.0%と64.7%の国民が「賛成」と回答している。

6 防衛費増額をめぐって近年行われてきた議論については、小楨（2022）において簡潔に論点整理されている。財務省財政制度等審議会財政制度分科会の歳出改革部会においては、増額ありきの議論に釘を刺し、貿易・投資・軍事力など、中国との相対関係にも言及しながら、財源について包括的・多面的に議論している（財務省 2022a; 2022b）。

7 経済成長による歳入増など、現在の日本ではまさに画餅である。したがって、「数字合わせ」が模索されることになる。すなわち、防衛費をNATO基準で算定し、海上保安庁予算やPKO予算などを防衛予算に組み入れるなどして、対GDP比2%の数値目標に少しでも近づけようとするのである（日経220914、『読売新聞』オンライン、2022年9月10日配信）。

8 予算や戦略上の都合により、軍備拡大の一方、忘れ去られるのは「市民の命」である。日本においては、テロなどを念頭に置く「国民保護法」（2004年施行）はあるが、有事の際、国民をどう保護するのか、どう避難させるのか、明確な計画は定められていないし、予算も充たされていない。2022年度当初予算において、国民保護法関連は内閣官房、消防庁合わせて6億円にすぎない（日経220909）。

有事における市民の保護・避難計画をまともに整備しないまま、批判を抑え込み、既成事実を積み上げるのは、軍備増強も、原子力発電所再稼働・新増設も同じである。太平洋戦争時における沖縄をはじめとした日本各地や外地の悲惨な経験、歴史が物語るように、いざ開戦となり、国土が戦場になれば、市民の命を守る術はないと考えるのが妥当だろう。

- 9 2022年5月、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」、いわゆる「経済安全保障推進法」が可決・成立した。4本の柱とされているのが、①「特定重要物資」の安定的な供給の確保（サプライチェーンの強靱化）、②特定社会基盤役務の安定的な提供（基幹インフラのサイバーセキュリティ）の確保、③「特定重要技術」の開発支援、④特許出願の非公開である。

グローバル・バリューチェーンが拡大している現在、法律内で「経済安全保障」の概念定義もなされないまま、経済安全保障推進法の運用が「厳格に」行われれば、企業経営は「恣意的に」著しく制約されることになる。さらには、同法に「スパイ防止法」に近いものや「適格性評価（セキュリティクリアランス）」を盛り込むべきとの高市早苗（経済安全保障担当大臣）の発言にあるように、戦前日本の秘密特許制度復活、「軍産官学複合体」形成、さらには学問・研究における自由の侵害などの懸念すら浮上している。日本学術会議問題や安全保障技術研究推進制度に鑑みれば、単なる杞憂として見過ごすわけにはいかないだろう（池内 2016; 池内他 2021）。

経済安全保障推進法の内容については、とりあえず内閣官房経済安全保障法制準備室（2022）参照。

- 10 バイデン大統領は、TPP復帰が選択肢にないなか、IPEFを掲げ、各国に参加・協力を呼びかけた。2022年9月の閣僚会合で、「貿易」「供給網」「エネルギー安全保障を含むクリーン経済」「汚職防止を含む公正な経済」の4分野において、とりあえず交渉開始に向けて合意したわけだが、中国への対抗策がどれだけの実効性を担保できるかは、不透明である。

周知のとおり、アメリカ以外の参加13カ国にとって、関税交渉がなく、アメリカ市場の開放を望めない状況下、IPEFにそれほど大きな実利は期待できない。中国に対抗しようにも、13カ国の貿易依存度は、現状、いずれもアメリカより中国の方が高い（日経220911）。日本最大の貿易相手国も、アメリカではなく中国であり、中国から日本への輸入の8割が2カ月間途絶するだけでGDPの1割、約53兆円が消失する（日経221018）。アメリカ自身が2021年の対中貿易は史上最高額を計上している。

そもそも、どこが「フレンド」国なのか、明確にできない以上、COCOMの復活版と言うべき「フレンドショアリング」なる国際経済関係の構築には、多大な困難とコストを伴うことになるだろう。

- 11 たとえば「半導体」ひとつとっても、中国外し、サプライチェーンの再構築は容易ではない（日経220807）。

国内回帰により供給網を再編しようにも「半導体製造の裏側には、驚くほど精密な製造プロセスと必要不可欠な数百の原材料、化学薬品、消耗部品、工業用ガス、さらに機器や原材料を供給するネットワークが存在する。」「単なるパイプに見えても、フッ素重合体という特殊樹脂製で、基準が上がり続けている製造施設で用いられる腐食性の化学薬品や超純水に対応している。」「半導体製造過程のどこにも、深い専門化が必要ない部分はほとんどなく、供給網のどの部分も二重化ですら簡単ではない。」

アメリカにおけるCHIPS法の成立は、半導体サプライチェーンの再構築を迫るが、上記のとおり、中国とのデカップリングの実現に向けたハードルは高そうである。

- 12 スウェーデンの独立機関V-Demが2022年3月に公表した調査によれば、2021年、世界人口の7割にあたる約54億人は非民主主義的体制下にある。「自由民主主義」に分類される国は、2012年には42か国だったが、21年には34か国に減り、人口ベースでは世界全体の13%にすぎない（日経220630）。

- 13 国連総会におけるウクライナ侵攻後の対ロシア決議では、3月2日の対ロシア非難決議、人道状況の改善を求めた3月24日の決議、人権理事会の資格停止を求めた4月7日の決議と回を重ねるごとに、欧米と新興国の間で亀裂が露呈している。ロシアの人権理事会資格停止決議では、明確に反対する国が激増し、棄権・無投票を合わせれば100か国となり、賛成国数を上回った（日経220409）。

- 14 1955年のバンドン会議において世界人権宣言を、「世界」と「人権」を用いて国家の文化的統合を損なう新植民地主義の武器だと批判したように、第三世界による西側先進国への懐疑は、今に始まったことではない（マゾワー 2015: 287）。

- 15 台湾招待の一方、中国やロシアが除外されていることには、サミットの意図が如実に現れている。NATO加盟国のトルコ、ハンガリーが招かれないなか、同じく権威主義的政治手法が問題視されるブラジル、フィリピン、パキスタン、ナイジェリアが招待されるなど、招待基準の曖昧さも指摘された。

- 16 アメリカでは、選挙人登録などをめぐり投票制度の不平等が指摘される一方、連邦裁判所の決定によって、2010年には「表現の自由」の名のもとにスーパー PACが誕生し、政治献金の上限が撤廃されている。金の力で民主主義がゆがめられる事態について、「1人1票」から「1ドル1票」に近づきつつあるとの懸念が表明されている（ミラノヴィッチ 2017: 192; 日経201023）。

「意思決定からの市民の排除」に注目すれば、「民主主義対権威主義」の構図は、今やアメリカをはじめとする先進国の国内政治の分析にこそ適用されるべきなのかもしれない。

- 17 新疆ウィグル自治区での人権侵害、香港の民主主義の暴力的抑圧などは糾弾されてしかるべきだが、中国の現状は、政治権力の集中化とデータの分散処理が矛盾なく接合可能であることを示している。監視国家化とは、欧米や日本を含め、最大多数の最大幸福に向けて、最新テクノロジーの道具的合理性を追求する国々に共通する課題ととらえるべきであり、中国をデジタル・レーニン主義として批判すれば済む問題ではない（梶谷・高口 2019: 100-114, 170-173, 210-239）。

- 18 2022年7月1日、参議院選挙の応援演説において、元首相・麻生太郎は「政治に関心を持たなくても生きていけるというのはいい国です。考えなきゃ生きていけない国のほうがよほど問題なんだ」と語った。この妄言を受け、*Financial Times*のレオ・ルイス（アジア・ビジネス・エディター）は、安倍晋三暗殺事件と関連づけながら「市民の政治への関心が常に低くあり続けることで社会の安定が保たれると決めつけることには重大な危険が潜む」と指摘した（日経220715）。

民主主義の看板を掲げながら、実のところ、選挙をはじめ、国民の政治参加を軽視し、政治的無関心、政治離れを待望

「現実主義」に関する一考察—2020年代の「現実」のなかで

- する麻生のごとき心性は、権威主義そのものである。公的領域にかまわず（あるいは、そこから排除されたまま）私的利益（のみ）は追及でき、そこそこ楽しく暮らせれば幸せだろう、それでよいではないか、何が不満なのだという傲慢さは、権威主義的政治家に共通する特性である。
- 権威主義の特性については、ハーシュマン（2008: 160-161）参照。
- 19 価値高き民主主義を本気で擁護するつもりであれば、まずは先進国が自国内の格差と不平等の是正、公正な選挙制度を実現すべきであり、それ抜きには多角主義（multilateralism）の維持も困難であるという論点に関しては、たとえば、矢野（2022a）参照。
- 20 ロシアによるウクライナ侵攻後のアメリカにおいて、主要防衛産業の株価上昇率がS&P500の平均を超えた状況については、『週刊エコノミスト』2022年5月17日号参照。パブルとも称される日本の防衛予算をめぐる企業の動きについては、『週刊ダイヤモンド』2022年8月27日号参照。
- いわゆる「デュアルユース」や「戦争ビジネス」全般への批判的視点については、井上（2018）、田中（2018）などを参照。
- 21 『世界』1952年2月号に掲載された「現実」主義批判の論文は、のちに丸山（1964）に収められた。
- 22 丸山は「ソ連や中共の悪口はいい放題であるのに対して、アメリカの批判や軍事基地の問題は政令三二五号等々の取締法規のためにおっかなびっくりでしか述べられないという状況」（強調原著者、丸山 1964: 182）を批判したが、これなども、「日米地位協定」の改定に着手すらできない現代の日本政府に、そのままあてはまるだろう。ちなみに「政令三二五号」とは「占領目的阻害行為処罰令」を指し、1946年の勅令311号（联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令）の改正により、1950年に定められた政令である。
- 23 この1人のフリーターは、東大卒のエリートでも、戦時中は尋常小学校卒の上官に殴られたエピソードに触れながら、格差が構造化した現代日本において、「大平等化装置」としての戦争に「希望」を見いだし、論争を巻き起こした（赤木 2007）。
- 24 本稿で主に依拠するのは、フォーク（2020）だが、これについては、五十嵐元道が簡潔かつ適切な書評をまとめている（五十嵐 2021）。
- 1967年に立ち上げられた世界秩序モデル・プロジェクト（WOMP）の基本構想は、Falk（1975: 999-1015; 1995: 229-230）において、「世界政府」「大国際協力」「多国籍企業エリートの連携」など、国際秩序形成に向けた、その他のアプローチと比較しながら概説されている。
- 25 ソフトパワーというタームそのものは、ジョセフ・ナイによって人口に膾炙した。いまだに国家中心主義の色濃い議論が展開されるなか、フォークは、世界秩序の形成に向けた非国家・非領域的主体の行動、それを支える価値規範、トランスナショナルなネットワークにも着目している点が重要である。
- 26 紙幅の都合上、ここでは詳述しないが、フォーク（2020）には、数多くの具体的事例が分析の俎上に乗せられている。
- 27 「実現可能性の地平」にとどまることなく、空間軸・時間軸を意識的に拡張し、実践に結びつけようとする市民は放っておいて生まれるものではない。現状では、市民巡礼者が優勢とも多数派とも言えないが、その存在や実践を「ない」ものにはできない。フォークは、アントニオ・グラムシ的な「意志における楽観主義、知性における悲観主義」を旨としている（フォーク 2020: 107）。
- 28 戦争の原因を主権国家システムに求め、それを世界政府に置き換えても、内戦や政府瓦解に伴う戦争の可能性はあり、それがより暴力的・破壊的でないとは言えない。また、たとえば第三世界諸国にとって、世界の中央集権化は、大国の価値観が反映される現今の不平等な分配構造を固定するものである。こうした国々は、自律的な民族国家をそれに対する防波堤としながら、権力・影響力の再分配を求めるので、キッシンジャー的な大国際協調はもちろんのこと、中央集権的な世界政府構想も拒絶する。
- ブルは、「宇宙船地球号」の全地球的緊急事態の意識の喚起、全人類の共通利益意識を反映する中央集権的指令形態の追求を目指したところで、フォークの説得と勧告によって、全地球を改宗させることは不可能だし、望ましくもないとして批判した（ブル2000: 350-351, 362-365, 368-369）。
- 29 矢野（2004）では、カーの議論を切り口に、通説では見過ごされがちな「可能性（possibility）」を導き出そうとするアルバート・ハーシュマンの「ポシビリズム（possibilism）」への理解につなげた。
- 現実主義と理想主義に関するカーの主眼は、両者が「対立関係にあるということではなく、補完関係にある両者を統合して思考しなければならないと主張していること」にあるとの指摘（佐藤 2022: 75）は、本稿でも共有したい。佐藤史郎によれば、観察者の立場によって、カーは、理想主義を否定する古典的現実主義者、補完関係に着目する理想主義的現実主義者、現状のイデオロギーに潜む欺瞞を暴くポスト実証主義的現実主義者となる。
- 30 遠藤誠治は、1990年代以降の「カー・リヴァイヴァル」の背景や研究動向を踏まえたうえ、中期カーの三部作『危機の二十年』『平和の条件』『ナショナリズムとその後』をひとまとまりの仕事として理解することの意義について説得的な議論を展開した。遠藤は、3冊の時代背景や内容の相違に注目しつつも、19世紀の安定的な国際秩序を支えていた条件が徐々に失われていったことを危機の本質・原因ととらえ、そうした変容への対応策を模索するという基本的テーマ設定については、三部作の一貫性を指摘した（遠藤 2003: 49, 51）。
- 近年では、佐藤他（2022）所収の諸論稿がカーの現代的意義を多面的に論じている。
- 31 カーの「ユートピアニズム」を「理想主義」と表記し理解することの妥当性については、原（2011: 519-521）参照。
- 32 カーによれば、『『国際秩序』と『国際連帯』はつねに、これらを他国に押しつけるほどの強国であるとみずから実感す

- る国のスローガンになる。「秩序維持のなかに共通の利益があるという感慨」があるのは確かだが、「こうした抽象的原理を具体的な政治状況に適用しようとするや否や、これらの原理は利己的な既得権益のみえすいた仮装として白日のもとにさらされる」(カー 2011: 178-179)。2020年代の状況を照らし出す、まさに慧眼である。
- 33 覇権国は、既存の体制の合理性と道徳的優位性を説くイデオロギーも確立し、構造的権力の一部としている。それは国際政治学・国際関係論においても、国際経済学においても明瞭である(三牧 2022: 151-153; 田淵 2006)。
- 34 カーは、諸国家の利益は自然には調和しないとの前提に立ち、絶えざる政治的交渉によって「利益調和」を能動的に創出していくことを求めていた(三牧 2008: 312)。
「利益調和の能動的創出」という視点は、本来、19世紀の秩序を支えた自由貿易というイデオロギーにも見いだされるべきものである。自由貿易論とは、大国に有利な既存の体制のもと、単に貿易取引の規制緩和を求めるのではなく、いわば制度設計に向けた指針であり、貿易と国際通貨体制の改編を結びつけ、貿易当事国の利益調和を図るべく構想された歴史がある。
田淵太一は、主流派経済学によって葬り去られた、貿易・貨幣・権力の連関を見据えた思想系譜を丁寧に掘り起こすなかで、自由貿易論の重要な側面も浮き彫りにした(田淵 2006)。
なお、これと関連し、国際貿易と国際金融の不可分性、覇権国による流動性の操作に注目した貴重な著作として、高(2021)も参照のこと。
- 35 三牧聖子は、あくまで非軍事的な宥和策によって危機を克服しようとしていたカーの姿勢に「パシフィスト(絶対的平和主義者)」との共鳴を見いだしている。パシフィストの議論に従えば、国際秩序崩壊の責めをファシズム国家に負わせ、軍事的に懲罰するのは「表層的」解決にすぎず、ファシズムという暴力を生み出した「根本」要因を是正しなければ平和は実現しない(三牧 2008: 308-310)。
- 36 「あらゆる健全な政治的思考はユートピアとリアリティ双方の諸要素に基礎づけられなければならない」というスタンスは、カー(2011)の全編、随所で貫かれている。カーを古典的現実主義者の範疇に収めるのは誤りであろう。
そもそもカーは、『危機の二十年』に先立つ「連盟の未来—理想主義か現実か」(1936年)では、「現状変革のための機構としての連盟」「対話型連盟」に期待していた。ところが、現実の連盟は、戦争を経ずに、いかにして秩序の平和的変革を実現するかという視点を欠いたまま、現今秩序に反対する勢力を制裁し排除に追い込む「強制型連盟」に墮してしまった。カーの連盟批判はこうした理路でとらえられるべきである(三牧 2008: 314; 2022: 148)。
もちろん国際連盟に対しては、各専門部局の役割、国際連合への機能継承を含め、カーとは異なった評価があり得る(藤瀬 1994; 篠原 2010; マゾワー 2015)。
- 37 このあとカーは、新しい国際秩序について、覇権安定論もしくは国際版ケインズ主義的議論を展開する。ハードパワーのみならず、同意や合意、道義の視点が在りし、強者の側の妥協や犠牲、社会的目標に対する経済的利益の犠牲という視点も必要と指摘しながら、『危機の二十年』を締めくくった(カー 2011: 434-452)。
- 38 具体的には、人類益を代弁するものとして選ばれた人々によるグローバル議会の設立、国際連帯税のごときグローバルな歳入源確立、自然災害や人道危機の予防と拡大防止に対応するグローバルな平和部隊の設置などである(フォーク 2020: 136)。
- 39 核戦争、気候変動、グローバルな経済危機、世界規模の生物多様性の減少、エネルギーと水不足、極度の貧困、国境を越えた移民の波と極度の社会的不平等によって発生しうる「グローバルな規模のリスク」は、起こりうるリスクであり、実際起こっている(フォーク 2020: 98)。
現実主義者は、主要国政府のハードパワーに基づく外交を過度に重視し、安全保障の促進に向けた政策形成・能力向上において「不当なまでの自信」を見せる。そして、相も変らぬ「軍事的選択肢への過剰な投資」を続け「同じタイプの政治的失敗」を繰り返す。そして「地政学的な損得勘定」に基づくダブルスタンダードが「グローバルな正義を探索するいかなる試み」をも蝕んできた(フォーク 2020: 120-121)。
- 40 遠藤乾によれば、「方法論的ナショナリズム」とは、「社会」が「国家」「国民」と同一視され、この前提のもと「社会」を分析するものである。「国家=国民=民主制=主権=憲法=市民権ないし市民」という概念連鎖に基づく分析に従えば、国境を越えた統治、民主制、市民社会は論理的必然的に排除されることになりかねない(遠藤 2013: 358-362)。
- 41 この点に関し、本稿での詳述は避けるが、さしあたりの論点整理としては、矢野(2018; 2022b)を参照。
- 42 ゴールデンは、国家主権を当然の前提とするものの、システム全体の脅威に対応するには、主権を一部放棄し、多国籍間のルールに従う必要があるとし、包容力があり持続可能なグローバル化の促進に向けて、グローバル・ガバナンスのラディカルな改革を求めた(ゴールデン 2022: 197-201)。
- 43 今になって「相互依存の武器化」などと騒がれているが、「貿易の政治化」は、ナチスによる広域経済圏をケーススタディとして分析されたハーシュマン(2011)(原著1945年)以来、主流派の自由貿易論はともかく、国際政治経済学においては、普遍的テーマである(矢野 2004: 79-136)。カーも、大砲とバターの区別、すなわち、政治から経済を分離することなど、現実の国際政治経済の分析では無意味であると喝破している(カー 2011: 230-235)。
- 44 船橋洋一は「地経学(geoeconomics)」について端的に、「国家が地政学的な目標を追求するために、経済的手段を行って他国の政策に影響を及ぼす戦略」とし、「経済の戦略化(economic statecraft)」「経済安全保障(economic security)」と同義であるとしている(船橋 2020: 9)。
現在の日本では、これが現実主義のイデオロギーとして勢いを増しているが、「敵対国に脅威の源泉を求め経済的手段での制裁や対抗を求める戦略志向の政策言説」には批判も多い。

「現実主義」に関する一考察—2020年代の「現実」のなかで

原田太津男によれば、この手の地経学は、何が「不安全」の源泉かに関する現実を覆い隠し、他国との経済戦争を徒に煽るものである。過剰な「安全保障化」によって「経済安全保障」がミスリードされる状況下、原田は、ローズヴェルトに遡って、国内階級宥和や援助論にも目配りし、「経済安全保障」を重層的に解釈している（原田 2022）。

45 これについて詳述する紙幅は残されていないので、地政学的状況はもとより、ロシア人の宗教観・歴史観まで踏まえながら今般の戦争を分析した下斗米（2022）を参照願いたい。キンバリー・ケーガン主宰の戦争研究所による情勢分析が垂れ流されがちな日本では往往にして忘れ去られているが、NATOの東方拡大やマイダン革命などには、アメリカのネオコンが主体的に関与してきた。今後、停戦・和平を展望するうえで、アメリカにおけるネオコンの動向からは目が離せないだろう。

46 普遍的価値を掲げ、人道に対する罪を裁こうとする強者としての国際社会は、人道に対する罪、戦争犯罪を犯したものに對する「不処罰を容認する和平案は支持しない」という姿勢を貫きがちで、妥協が困難になる。また弱者、すなわち強権政府を抑え込まれている反政府勢力、あるいは侵略された国は、国際社会による自陣営側への好意的介入を期待し、停戦や和平に向けた交渉での妥協・合意が困難になる。

こうした「国際刑事裁判のジレンマ」と「人道的介入のモラルハザード」が戦争を長期化・泥沼化する。「中途半端な力」の裏付けでは、強者からも弱者からも妥協の誘因が奪われる。E. H. カーの現代的意義を振り返るなかで、中村長史は、ウクライナ戦争をめぐるジレンマをも浮き彫りにしている（中村 2022: 166-167, 171）。

【参考文献（著者アルファベット順）】

- 赤木智弘（2007）『丸山眞男』をひっぱりたい—31歳フリーター。希望は戦争。』『論座』1月号。
- 防衛省（2022）『我が国の防衛と予算—令和5年度概算要求の概要』。
- ブル、ヘドリー（2000）白杵英一訳『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店（Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Second Edition, Hampshire: Macmillan Press, 1995.）。
- カー、E. H.（2011）原彬久訳『危機の二十年—理想と現実』岩波文庫、2011年（E. H. Carr, *The Twenty Year's Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, 1939. 邦訳は原著1981年版による）。
- 遠藤乾（2013）『統合の終焉—EUの実像と論理』岩波書店。
- 遠藤誠治（2003）『危機の二十年』から国際秩序の再建へ—E. H.カーの国際政治理論の再検討』『思想』第945号。
- 遠藤誠治（2009）『危機の二十年』の現実主義論—その構造と読解の変容』『外交フォーラム』2月号。
- Falk, Richard（1975）"A New Paradigm for International Legal Studies: Prospects and Proposals", *The Yale Law Journal*, Vol. 84, No. 5.
- Falk, Richard（1995）*On Humane Governance: Toward a New Global Politics*, The World Order Models Project Report of the Global Civilization Initiative, Cambridge: Polity Press.
- フォーク、リチャード（2020）前田幸男他訳『パワー・シフト—新しい世界秩序に向かって』岩波書店（Richard Falk, *Power Shift: On the New Global Order*, London: Zed Books, 2016.）。
- フレイレ（Freire）、パウロ（2001）里見実訳『希望の教育学』太郎次郎社。
- 藤瀬浩司編（1994）『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会。
- 藤田実（2018）『戦後日本資本主義における軍需の民需化と民需の軍需化』『季刊経済理論』第55巻第3号。
- 船橋洋一（2020）『地経学とは何か』文春新書。
- ゴールドフィン、イアン（2022）矢野修一訳『未来救済宣言—グローバル危機を越えて』白水社（Ian Goldin, *Rescue: From Global Crisis to a Better World*, Sceptre, 2021.）。
- 原彬久（2011）「訳者解説—『危機の二十年』を読み解くために」カー（2011）所収。
- 原田太津男（2022）『経済安全保障』南山淳・前田幸男編『批判的安全保障論—アプローチとイシューを理解する』法律文化社。
- ハーシュマン、A. O.（2008）矢野修一他訳『連帯経済の可能性—ラテンアメリカにおける草の根の経験』法政大学出版局（A. O. Hirschman, *Getting Ahead Collectively: Grassroots Experiences in Latin America*, New York: Pergamon Press, 1984.）。
- ハーシュマン、A. O.（2011）飯田敬輔監訳『国力と外国貿易の構造』勁草書房（A. O. Hirschman, *National Power and the Structure of Foreign Trade*, Berkeley: University of California Press, 1945.）。
- 五十嵐元道（2021）「書評：リチャード・フォーク著『パワー・シフト：新しい世界秩序に向かって』」『境界研究』No.11。
- 池内了（2016）『科学者と戦争』岩波新書。
- 池内了他（2021）『日本学術会議の使命』岩波ブックレットNo.1051。
- 井上弘基（2018）「DARPA 軍民両用技術が寄与する米国軍産学の際限なき増強循環」『季刊経済理論』第55巻3号。
- 梶谷懐・高口康太（2019）『幸福な監視国家・中国』NHK出版新書。
- クライン、ナオミ（2011）幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く（上・下）』岩波書店（Naomi Klein, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, New York: Metropolitan Books, 2007.）。
- 高英求（2020）『貨幣の制御—流動性の理論・思想史—』文眞堂。
- 小楢祐輝（2022）『防衛費増額をめぐる議論』『調査と情報—ISSUE BRIEF—』国立国会図書館、No.1204。
- 丸山眞男（1964）『現代政治の思想と行動（増補版）』未来社。
- マゾワー、マーク（2015）依田卓巳訳『国際協調の先駆者たち—理想と現実の200年』NTT出版（Mark Mazower, *Governing*

- the World: The History of an Idea*, Penguin Press, 2012)。
- ミラノヴィッチ、ブランコ (2017) 立木勝訳『大不平等—エレファントカーブが予測する未来』みすず書房 (Branko Milanovic, *Global Inequality: A New Approach for the Age of Globalization*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 2016.)。
- 三牧聖子 (2008) 『危機の二十年』(1939) の国際政治観—パシフィズムとの共鳴—『年報政治学』第59巻第1号。
- 三牧聖子 (2022) 『E・H・カーの誘い—『リベラルな国際秩序』を超えた世界秩序へ』佐藤他 (2022) 所収。
- 内閣官房経済安全保障法制準備室 (2022) 「経済安全保障推進法の審議・今後の課題等について」7月25日。
- 中村長史 「人道危機の二十年によみがえるE・H・カー—現実的側面への肯定的評価」佐藤他 (2022) 所収。
- 望月衣塑子 (2016) 『武器輸出と日本企業』角川新書。
- モレリ (Morelli)、アンヌ (2015) 永田千奈訳『戦争プロパガンダ10の法則』草思社文庫。
- 佐藤史郎 「もうひとつの『三人のカー』—国際関係理論におけるE・H・カー論の系譜」佐藤他 (2022) 所収。
- 佐藤史郎・三牧聖子・清水耕介編 (2022) 『E・H・カーを読む』ナカニシヤ出版。
- 下斗米伸夫 (2022) 『プーチン戦争の論理』インターナショナル新書、集英社。
- 篠原初枝 (2010) 『国際連盟—世界平和への夢と挫折』中公新書。
- 田淵太一 (2006) 『貿易・貨幣・権力—国際経済学批判』法政大学出版局。
- 田中史郎 (2018) 「技術、軍事、そして資本主義—デュアルユースと戦争ビジネスをどうとらえるか」『季刊経済理論』第55巻3号。
- 矢野修一 (2004) 『可能性の政治経済学—ハーシュマン研究序説』法政大学出版局。
- 矢野修一 (2018) 「グローバル化とガバナンスの岐路—『経済の脱政治化』の限界」高崎経済大学地域科学研究所『産業研究』第53巻第1・2号。
- 矢野修一 (2022a) 「経済発展と民主主義—デジタル化の光と影」小林尚朗・山本博史・矢野修一・春日尚雄編著『アジア経済論』文眞堂。
- 矢野修一 (2022b) 『埋め込まれた自由主義』の再検討と『多角主義』への示唆』『高崎経済大学論集』第64巻第2号。
- 財務省 (2022a) 『財政制度等審議会財政制度分科会 歳出改革部会資料—防衛』4月20日。
- 財務省 (2022b) 『財政制度等審議会財政制度分科会 歳出改革部会資料—防衛 (参考資料)』4月20日。